

犯罪収益移転防止法改訂に伴う必要な書類等の変更のお知らせ

<法人のお客様>

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り深謝申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月 1 日より「犯罪収益移転防止法」が改正されます。それに伴いまして、経済産業省と警察庁の指導のもと、当社で定めます『必要書類』と『買取伝票の表記』を同日より変更いたします。既にご登録の上、お取引を頂いておりますお客様におかれましても、改めてご協力して頂く場合がございますため、お願い申し上げます。

施行日：平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）

【1】履歴事項全部証明書（通称：登記簿謄本）の原本※発行日より 3 か月以内のもの

※犯罪収益移転防止法規定により

契約書を必要とする取引の場合は別途、印鑑登録証明書（原本※発行日より 3 か月以内のもの）が必要となります。

【2】代表者（実質的支配者）様の本人確認書類（原本） ※犯罪収益移転防止法規定により

※本人確認書類は宅配買取の場合のみカラーコピー可（両面コピー必須（マイナンバーカードは表面のみで可））

① 顔写真付きの本人確認書類の場合

次に掲げるいずれか 1 点の本人確認書類が必要となります。

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、もしくは顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

② 顔写真なしの本人確認書類の場合

次に掲げる A)、B) の本人確認が必要となります。

A) 各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票（※発行日より 3 か月以内）など
いずれか 2 点

B) 本人確認書類に掲載の住所まで取引関係文書を転送不要郵便などで送付いたします。

留意事項)

代表者様または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、次に掲げる本人確認書類の提示または送付を受け現在の住居を確認します。・・・納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書など

※領収日付の押収、または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前 3 か月以内のものに限ります。※実質的支配者の定義については別紙参照

【3】古物商許可証原本(宅配買取の場合はカラーコピー可) ※古物営業法規定により

お持ちでない方は、『一般』扱いとなります。一般のお客様は古物営業法に基づき、商品のコピーを取らせていただきます。ただし、古物営業法に該当しない製造メーカーや加工業者様の在庫処分品や、純金等の材料の売却には必要ありません。

【4】ご登録カード ※犯罪収益移転防止法規定により

記入していただく内容は、法人名、法人住所、電話番号、代表者様名、事業形態、買取形態、取引目的、振込口座情報などになります。それぞれ【1】、【2】と同一の法人名、法人住所などで明記していただきますようお願いいたします。取引の経緯などもお伺いさせていただきますのでご了承ください。

【5】委任状(代表者様以外の担当者様のお持ち込みの場合に必要となります)

※犯罪収益移転防止法内のハイリスク取引防止、経済産業省資源エネルギー庁発行の疑わしい取引防止のため

登録していただいた代表者様以外の従業員様、または従業員様以外が担当の際は、委任状と下記本人確認書類が必要となります(※従業員様でない場合は関係を証明する書類などもご提出いただけます。)

・顔写真付きの本人確認書類

次に掲げるいずれか1点の本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

・顔写真なしの本人確認書類

各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票(※発行日より3か月以内)などいずれか2点

担当者様に変更となった場合は上記書類は都度必要になります。また顔写真付きの本人確認書類がない場合、担当者様の本人確認書類に記載されている住所まで取引関係文書を転送不要郵便などで送付させていただきます。委任状の発行は一度で構いませんのでご協力お願いいたします。代表者様以外の従業員様が初回取引に来社された際には、代表者(実質的支配者)様に電話にて確認させていただきます。取引の経緯などもお伺いさせていただきますのでご了承ください。

【6】実質的支配者様の申告書 ※犯罪収益移転防止法規定により

代表者様(実質的支配者)様と実際お話をさせていただき、実質的支配者申告書に記入していただきます。株主名簿や有価証券報告書などの書類を提示していただく場合もございます。

【7】初回取引が郵送の場合 ※犯罪収益移転防止法規定により

『法人』と『実際の取引担当者』に転送不要郵便を送付いたします。それぞれ必要な書類を揃えていただき、同封の返信封筒にてご返送ください。

『法人様』は、登録カード・取引時に必要な書類などの用紙と返信封筒を同封します。

『実際の取引担当者様』は、顔写真付きの本人確認書類のコピーもしくは顔写真なしの本人確認書類2種類のコピーを返信封筒にてご返送ください。それぞれ弊社に到着後、確認が取れ次第取引可能となります。

その際、お電話にて本人確認をさせていただく場合もございますのでご協力お願いいたします。

留意事項)

①有効期限のある書類の場合は、提示または送付を受ける日において、有効である必要があります。また有効期限のない書類の場合(登記簿謄本や印鑑証明書など)は提示または送付を受ける日の前3か月以内に作成されたものに限りです。

②お取引の際に発行する買取伝票は古物商許可証に記載の『法人名』『住所』で発行いたします。

住所変更などがされていない古物商許可証でお取引があった場合、古物営業法違反に該当する恐れがありますのでご注意ください。

③場合によっては登録していただいた住所にお伺いさせていただく場合がございます。

□今回の法改正では、実質的支配者の確認を自然人まで遡ること、本人確認の方法などや外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引は厳格に行うことが定められています。

詳しくは、警察庁JAFICのホームページをご確認願います。

JAFIC ⇒ <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

本件に関してご不明な点は、ご遠慮なくお申し出願います。

敬 具